

## (1) 予算執行・会計の見直し②

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。

(これまでの状況)

- 年金事務費については、国の厳しい財政事情に鑑み、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置を実施(平成10年度～)。
- 年金事務費の財源区分を見直し、国民の理解が得られるよう、保険料負担を保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定し、職員宿舎や公用車等の内部管理経費については、国庫負担とした(平成17年度～)。

(今後の取組)

- 受益と負担の明確化等を図るため、年金事務費への保険料充当の仕組みを恒久化(ただし、事務費負担の財源区分は平成17年度、18年度と同様とし、職員人件費、内部管理経費については国庫負担)【平成19年度～】。

(これまでの状況)

- 「被保険者等の福祉を増進するために必要な施設をすることができる」旨の国民年金法及び厚生年金保険法上の規定を根拠に、年金福祉施設の設置等のほか、年金相談、年金教育・広報等を実施。
- 独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」を設立し、年金福祉施設等の整理合理化に着手(平成17年10月～)。

(今後の取組)

- 「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、「年金教育・広報、年金相談、被保険者等への情報提供等の国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施等を図るための事業を行うことができる」旨の規定等を整備し、保険料財源により実施する事業の範囲の明確化を図る【平成19年4月～】。